

経営所得安定対策の申請は5/12(金)まで 市内3カ所で相談会を3日間開催

経営所得安定対策は、農家の経営安定のため、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する政策です。米の価格を安定させるため米の生産量の調整、食料自給率・自給力の向上を図るため水田を活用した戦略作物の本作化などを実施した農家には交付金が交付されます。

申請相談会を市内3カ所で3日間行います。申請書類は、部農会を通じて配布します。

農林振興課

☎995-1823

畑作物の直接支払交付金

対象作物／麦・大豆・そば・なたね

交付要件／対象作物を生産・販売している認定農業者、集落営農、認定新規就農者

交付方法・単価

数量払、面積払のうち、いずれかの金額の高い方のみ交付されます。

●**数量払**

当年産の出荷・販売数量と、作物ごとの品質に応じて交付されます。

※販売・品質を証明する伝票・出荷票の写しや出荷契約書の写しが必要です。

●**面積払**（営農継続支払）

対象作物の当年産の作付面積に基づき2万円/10アールで交付されます。

※そばは、1万3千円/10アール

水田活用の直接支払交付金

対象作物・単価

戦略作物

麦・大豆・飼料作物	3万5千円/10アール
加工用米	2万円/10アール
WCS用米	8万円/10アール
米粉用米・飼料用米	5万5千円～ 10万5千円/10アール ※収量に応じる

産地交付金（市で設定する地域特産物など）

ヤマトイモ・イチゴ・モロヘイヤ・そば	1万円/10アール
芝・種苗・景観作物・なたね	6千円/10アール

※登記地目が田の地目でそばを作付する場合、2万円/10アールの追加配分（二毛作は1万5千円/10アール）

交付要件

水田で対象作物を生産し、販売していること。

※販売実績を証明する出荷伝票、出荷契約書などの写しが必要です。

米の直接支払交付金

交付要件／米の生産数量目標に従って主食用米・酒米を生産・販売していること。

※販売実績を証明する出荷伝票などの写しが必要ですが、水稻共済加入者は販売農家と見なされるため、伝票の提出は不要です。

☎県東部農業共済 駿東事業所 0550-82-3038

交付方法・単価

●**定額交付**

7万5千円/10アール

作付面積から自家消費・縁故米相当として10アールが控除されます。

※平成30年度産米から廃止

申請の方法

交付申請書と営農計画書に必要な項目を記入し提出してください。共済に加入している方と、昨年度申請した方には部農会経由で配布します。説明を希望する方は、相談会に参加するか、お問い合わせください。

相談会

5月9日(火)	13:30～16:00	須山コミセン2階 小会議室
5月11日(木)	10:30～16:00	市役所 401 会議室
5月12日(金)	16:00～19:00	市民文化センター 33 会議室

持ち物／営農計画書、交付申請書、はんこ、通帳のコピー（新規・口座変更の場合）

申請期限／5月12日(金) 必着

申請先／農林振興課

※この申請・実績で市の特産物奨励交付金などの対象となる方には、別途ご案内します。